

「サイバーセキュリティ 2014(案)」に関する意見の募集

内閣官房情報セキュリティセンター(基本戦略担当)殿

H26.6.9

所属	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	(ふりがな) 氏名	(そん まさよし) 孫正義
(ふりがな) 住所	(とうきょうと みなとく ひがししんばし) 〒105-7304 東京都港区東新橋 1-9-1 (ソフトバンク BB 株式会社) 〒105-7316 東京都港区東新橋 1-9-1 (ソフトバンクテレコム株式会社) 〒105-7317 東京都港区東新橋 1-9-1 (ソフトバンクモバイル株式会社)		
連絡先	[Redacted]		

該当箇所	<p>1 「強靱な」サイバー空間の構築</p> <p>①政府機関等における対策 2)サイバー攻撃への対処態勢の充実・強化 【CYMAT と CSIRT 等との連携強化や訓練等による対処態勢の構築・強化】 P10 (カ)「新たなサイバー攻撃に対する情報セキュリティ防御モデル」の検討及び演習の実施(総務省) 総務省において、引き続きサイバー攻撃の解析及び防御モデルの検討を行い、官民参加型の実践的な防御演習を行う。 P10 (キ)大規模サイバー攻撃事態等発生時の初動対処に係る訓練の実施等(内閣官房及び関係府省庁) 内閣官房において、関係府省庁と協力し、大規模サイバー攻撃事態等の発生を想定した関係者による対処訓練を実施し、当該結果を踏まえた検討を行うこと等により、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」、「大規模サイバー攻撃事態等への初動対処について」等に基づき官民が連携して的確な対応を行うことができる態勢を整備する。また、上記訓練は 2015 年度以降も継続して実施する。</p> <p>② 重要インフラ事業者等における対策 【障害対応体制の強化】 P15 (ク)「障害対応体制の強化」に関する重要インフラ所管省庁の施策</p>
------	--

	<p>(重要インフラ所管省庁)</p> <p>d) セプター及び重要インフラ事業者等の分野横断的演習への参加を支援する</p> <p>【 その他の施策 】</p> <p>P17 (タ)個別分野におけるサイバー演習(総務省及び経済産業省)</p> <p>a) 総務省において、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対応するため、情報通信分野の事業者によるサイバー攻撃対応演習の実施を支援し、事業者間連携等を促進する。</p>
意見内容	<p>サイバー演習等を実施する際には、事業者に過度な負荷・負担を強いることがないように配慮をすることが必要と考えます。</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> 安全に関する重要情報の収集及び高度な解析を実施すること、また、その収集情報や解析情報及び結果・対策等を関係する事業者等への共有し、事業者の対策に活用することは非常に重要と考えます。 それら情報を用いた演習等を通じ、重要インフラ事業者等におけるノウハウ蓄積を目的としたシナリオ作成及びその精度向上のため、PDCA サイクルを実施していくことは、事業者における相当な負荷・負担が必要となることも想定されます。

該当箇所	<p>1 「強靱な」サイバー空間の構築</p> <p>② 重要インフラ事業者等における対策</p> <p>【 安全基準等の整備及び浸透 】</p> <p>P13 (ア)「安全基準等の整備及び浸透」に関する内閣官房の施策 (内閣官房)</p> <p>d) 重要インフラ所管省庁の協力を得つつ、各重要インフラ分野における安全基準等の継続的改善状況を把握するための調査を実施し、結果を公表する。</p> <p>P13 (ウ)「情報共有体制の強化」に関する内閣官房の施策 (内閣官房)</p> <p>a) 平時及び大規模IT障害対応時の情報共有体制の運営を通じた更なる促進及び必要に応じた見直しをする。</p> <p>b) 重要インフラ事業者等に提供すべき情報の集約及び適時適切な情報提供をする。</p> <p>c) 重要インフラ所管省庁の協力を得つつ、各セプターの機能、活動状況等を把握するための定期的な調査・ヒアリング等を実施する。</p>
意見内容	<p>国の安全に関する重要な情報について、収集及び高度な解析を実施することは非常に重要です。また、その収集情報や解析情報及び結果・対策等を関係する事業者等への共有し、事業者の対策に活用すること</p>

	<p>も非常に重要と考えます。ただし、仮に事業者間で情報共有することが発生する場合には、個人情報・秘密情報に配慮し、事業者が特定できないよう匿名化を実施・徹底すべきです。また、共有の形態については、事業者間で直接実施するのではなく、事業者以外の中立的な第三者を経由しての共有が望ましいと考えます。</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間で共有される情報には、各社の経営情報が含まれる可能性が高いため、事業者が特定できないよう匿名化が必須と考えます。 <p>例) 事業者と利用機器、請負業務、費用等の特定や関係性がわからないようにすること</p>

該当箇所	<p>1 「強靱な」サイバー空間の構築</p> <p>⑤ サイバー空間の犯罪対策</p> <p>【事後追跡可能性の確保】</p> <p>P36 (コ) ログの保存の在り方(警察庁及び総務省)</p> <p>警察庁及び総務省において、相互に連携しつつ、サイバー犯罪に対する事後追跡可能性を確保するため、可能な範囲で速やかに一定の結論を得るよう、関係事業者における通信履歴等に関するログの保存の在り方について検討する。</p> <p>特に、通信履歴の保存については、通信の秘密との関係、セキュリティ上有効な通信履歴の種類、保存する通信事業者等における負担、海外でのログ保存期間、一般利用者としての国民の多様な意見等を勘案した上で、サイバー犯罪における捜査への利用の在り方についての検討を行う。</p>
意見内容	<p>本来、通信履歴は、通信事業者の取扱中に係る通信の秘密の対象となり、その知得、窃用及び漏えいは、通信の秘密を侵害するものです。しかし、課金目的や苦情対応などの各通信事業者が業務を遂行する範囲内では保存が認められております。</p> <p>このような背景から、「通信履歴の保存」については、その必要性及び有効性を慎重に議論する必要があると考えます。仮に上述の目的や理由以外の必要性において通信履歴を保存する場合は、事前に十分な法的議論を経た上で、法令等の改正やガイドラインの整備といったステップを踏むべきです。</p> <p>また、トラフィックが急増する昨今において、新たな目的のために通信履歴を保存することになれば、通信事業者に対し新たに多大なコスト負担・運用負荷がかかることは明白です。</p>

	<p>よって、本件に関しては、その必要性及び有効性が認められることを明確にし、国民の理解を得たうえで、議論をすべきと考えます。</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> • 現状、通信事業者が保持している通信履歴の範囲内であれば発信者情報開示請求の対象となり、また犯罪捜査において、裁判所の発付する令状によって開示されることがあります。 • 本項において想定されている通信履歴の保存の目的は、サイバー攻撃等への対処であり、これは通信事業者の正当業務行為として違法性が阻却される範囲外の行為であると認識しております。 • よって、検討を実施するに当たり、まずは「通信履歴の保存」の必要性及び有効性について慎重に議論する必要があると考えます。また、仮に「通信履歴の保存」が必要と判断された場合においても、関係法令の改正及び基準・ガイドライン等の整備などのステップを踏む必要があると考えます。 • また、「通信履歴の保存」は、通信事業者に多大なコスト負担・運用負荷がかかることから、通信事業者の意見を十分にヒアリングし把握したうえで検討頂きたいと考えます。

該当箇所	<p>1 「強靱な」サイバー空間の構築</p> <p>④ サイバー空間の衛生</p> <p>【普及啓発】</p> <p>P27（ケ）各種メディア等を通じた普及・啓発の推進（内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省及び経済産業省）</p> <p>c) 総務省と文部科学省が協力し、保護者、教職員及び児童生徒を対象に、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発のための講座（「e-ネットキャラバン」）を、通信関係団体等と連携しながら全国規模で実施する。</p> <p>d) 総務省において、各府省庁と協力し、スマートフォン等が急速に普及していることを踏まえ、利用者に対して、スマートフォン等の情報セキュリティ対策について引き続き総合的な普及・啓発を推進する。</p>
意見内容	<p>普及・啓発活動の実施は非常に重要である認識しており、弊社でもスマートフォン向けにウィルスチェックサービスの提供及び、アプリ利用に関する注意喚起をすでに実施しているところであり、通信関係団体等と連携した取組みに関しては、事業者にも過度の負荷・負担を強いることがないよう配慮をすることが必要と考えます</p>
理由	<ul style="list-style-type: none"> • 全国規模や総合的な普及・啓発活動を継続的に実施するためには、事業者における相当な負荷・負担が必要となることも想定されます。